

知名町農業委員会第5回定例総会議事録

- 1. 開催日時 平成29年8月18日(金) 午後1時30分～午後3時40分
- 2. 開催場所 役場議会委員会室
- 3. 出席委員

1	平井 久元	11	川内 清弘
2	田尻 博樹	12	先間 秀明
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9		18	中瀬 秀治
10	榮 米子	計	16名

- 4. 欠席委員

なし

- 5. 事務局職員

事務局長 元榮恵美子 係長 中野吉裕 主査 田中雅俊

- 6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第3条許可の取消申請に係る審議について
- 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第18号 農業振興地域内農用地区域除外について
- 議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第20号 あっせん委員の指名について
- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

付 議 事 項

---

事務局長	ただいまから平成29年度第5回知名町農業委員会定例総会を始めます。本日は、欠席委員はいません、全員出席です。それでは、会長から会務報告をお願いします。
会 長	前回総会から昨日までの会務報告をいたします。 8月 1日 奄美地区連絡協議会総会他会議 8月11日 JA知名年金友の会総会
議 長	これより議題事項に入ります。日程第1の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、本日委員改選後

初めての総会ですので2番田尻委員、3番東委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の中野氏、田中氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは、日程第2の議題事項に入ります。議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。

【議案第15号について朗読】

本日は売買1件、贈与2件となっております。

1番1号芦清良立道〇〇 1,226㎡を含む計2筆1,946㎡贈与です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価無償。

2番1号下城須原〇〇 4,379㎡を含む計4筆15,850㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。

3番1号新城吹屋〇〇1,142㎡贈与です譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価無償。

議長 事務局の説明が終わりました、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番委員 はい、1番について説明します。譲渡人と譲受人は、いここです。機械類はすべて揃っております。

この畑は2年前売買あっせんで出た農地ですが、買い手が出ず、墓があったり境界がはっきりしなかったため、いここである譲受人へこれまで耕作してくれたお礼の意味で贈与となっております。

10番委員 2番説明します。この畑は譲受人が長年耕作していました。譲受人は畜産、サトウキビ、バレイショを作っています。この畑は塩害がひどく飼料作物しか作れない関係で価格の設定が少し安いです。機械類はすべて揃っています。後継者も2人いて1人は親と一緒に農業をしています。

1番委員 3番説明します。譲受人と譲渡人は知人です。譲受人は譲渡人の畑の手伝いをしていてこの畑はサトウキビの苗を作っています。農機具等については、譲渡人が貸しています。

議長 事務局、担当地区委員からの補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。

18番委員 3番譲渡人の氏名に間違いはありませんか。

1番委員 ありません、旧性は〇〇といます。

14番委員 1番の譲受人は何を作っていますか。

16番委員 バレイショを作っています。

議長 他に質問はありませんか、よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定します。議案第16号 農地法第3条許可の取消申請に係る審議についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 この案件については、先月総会で許可決定したのですが

申請人の住所氏名 譲受人 〇〇さん 譲渡人 〇〇さん 許可指令番号 〇〇 土地の表示 大津勘前原〇〇 1,510㎡を含む計3筆8,204㎡ 取り消しの理由

申請人(譲受人)は当初申請時には、申請人の父に農地取得費を工面(借)してもらい、自らが農地を所有する予定であったが、本人の年も若く、経営も安定していない中で、不動産取得税・固定資産税等納付に係る不安を覚え、申請人の父と相談した結果、農業経験が豊富で、経営も安定している申請人の父親が直接、所有権を取得することとなったためです。

議長 補足説明を地区担当委員お願いします。

3番委員 ここに書いてある通り、父親は息子に頑張ってもらったそうです。

12番委員 息子さんの年齢は。

3番委員 20代です。

議長 事務局、担当地区委員からの補足説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。つづきまして、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

今月は2件の申請が上がっています。

17-1号 申請人の住所及び氏名

転用事業者 知名町知名 ○○ 譲渡人 ○○さん 譲受人 知名 ○○さん

土地の表示 知名町知名アギナ○○ 203㎡を含む計2筆 330㎡

事業計画 一般住宅 施設の概要 住宅 1棟 139.94㎡

資金調達計画 建築費 ○○円 造成費 ○○円 その他 ○○円 計 ○○円

銀行融資となっております。

17-2号 申請人の住所及び氏名

転用事業者 知名町知名 社会福祉法人 理事○○ 譲渡人 神戸市○○さん 神戸市 ○○さん  
兵庫県尼崎市 ○○さん (持ち分1/3)

土地の表示 知名町知名湊川ノ平○○ 畑 1,454㎡

事業計画 駐車場 施設の概要 駐車場 280㎡ 通路 500㎡

資金調達計画 土地取得費 ○○円 造成費 ○○円 計 ○○円 自己資金 以上です。

地区担当委員の補足説明をお願いします。

議長

2番委員

17-1号について説明します。転用事業者と譲渡人は親子です、ここは宅地の間にある農地で、以前は家庭菜園みたいに使っていましたが、最近土も少なく農地としては使えない状態でした。周囲に農地はなく、宅地の間にある畑です、周囲に影響を及ぼすおそれはないと思います。17-2については、5月の農振の時説明しましたが、新委員がいますので説明します。この農地については、あっせんの相談があったので、農地の確認をすると一部が駐車場となっていたので、譲受人・譲渡人と協議した結果、従業員駐車場として売買することになりました。

議長

16番委員

事務局・担当地区委員の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

17-1について地番がとんでますが、間の地番の土地はありますか。

事務局

議長

図面の赤枠で囲んであるところです。分筆がされてあります。

他に質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。

それでは、議案第18号農業振興地域内農用地区域除外についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

【議案第18号】

1. 申請人住所及び氏名

事業計画者

住所 知名町黒貫○○

氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○さん

譲渡人

住所 知名町黒貫○○

氏名 ○○さん

2. 土地の表示

知名町大字黒貫字折口○○

畑 694㎡

3. 事業計画

コンテナ置場 694㎡

4. 施設の概要

コンテナ置場

5. 資金調達計画

土地取得費 ○○ 造成費 ○○ 計 ○○ 自己資金となっております。

追認申請の為、始末書が出ています。農業振興地域内農用地区域除外については、県の同意をこれからもらいます。この案件に関しては、農用地区域外周部に接しているため同意要件をみたしていません。

議長 地区担当委員補足説明をお願いします。

17番委員 はい、説明します。この農地はサトウキビを作っていましたが、台風の度に畑が流されたり小石が入ったりして、使っても利益がなかったため、始末書に書いてある通り相談があったので、売りたいと思ったということです。県道から下で周辺農地へ害を及ぼすことはありません。

16番委員 審議とは別ですが、今回の申請地や瀬利覚の墓のところなど道から下の部分は農業振興地域から除外してもいいとは思いますが、芦清良の下はいい畑があるので、除外の際は検討したほうがいいと思う。

11番委員 全体見直しはいつしてありますか。

事務局 平成12年に行っております。今年度は全体見直しにむけて確認作業をしているところです。作業を進めていくうえで、また皆様のご協力を頂くとお思います。のでよろしくをお願いします。

議長 他に質問はございませんか。

(なしの声)

よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画(案)を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい、今月の申請は利用権の設定3件、所有権移転1件です。

1番1号 正名 剥辻○○ 4,955㎡基盤整備未実施を含む計5筆の13,886㎡ 5年間の賃貸借再設定。

2番1号 田皆 波正名○○ 1,282㎡基盤整備済を含む計7筆17,499㎡ 5年間の使用賃貸借再設定で1筆のみ新規設定となっております。

設定をする者が他1名となっておりますのは、登記名義人がなくなっているため相続人との契約で5年未満ですので、持ち分1/2以上で権利設定ができるためです。

3番1号 上城 田舎平畑○○ 1,445㎡基盤整備未実施を含む計8筆18,166㎡ 5年間の新規設定。所有権移転については13番委員が議事参与制限にあたりますので、後程説明します。

議長 それでは、利用権設定について地区担当委員補足説明をお願いします。

8番委員 1番、2番説明します。まず1番について貸人と借り人は知人です。譲受人はバレイショ・グラジオラスを作っています。従事者1名となっております。が兄がいて手伝いをしています。機械類はすべて揃っています。畑はすべてバレイショの収穫後で整地されてました。

2番について、貸人と借り人は親子です。借り人は認定農業者でもあります。ユリ切り花、サトウキビを作っています。畑については、1・2・7はサトウキビ、3・4・6はロータリーがかけてありました。サトウキビかユリ球根を植える予定みたいです。

10番委員 3番について説明します。貸人と借り人は親子です。借り人はサトウキビを作っています。機械類はすべて揃っています。畑については、1・2・5・6・7はサトウキビ3・4・8については、夏植え予定で耕運されてました。

議長 事務局と担当地区委員からの説明が終わりました。何か聞きたいことはありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の利用権設定に対して、許可決定いたします。つづいて所有権の移転について審議します。13番委員の退出を求めます。

(13番委員退出)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、所有権の移転について説明します。

上平川惣袋〇〇 1,157㎡ 移転をする者 地域振興公社 移転を受ける者 余多〇〇さん 従事者3人、経営面積 33,850㎡ 対価〇〇円これは、半年未満の購入となっていますので、1%の手数料がついています。

議長 担当地区委員の補足説明をお願いします。

12番委員

はい説明します。〇〇さんは認定農業者で葉タバコ、バレイショを作っています。現地はバレイショ作付のため、ロータリーがかけてありました。農機具はすべて揃っております。ご審議よろしくをお願いします。

11番委員

基盤整備はされているのか。

12番委員

されています。

議長

事務局と担当地区委員からの説明が終わりました。何か聞きたいことはありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。

(はいの声)

それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の利用権設定に対して、許可決定いたします。

13番委員入室してください。

(13番委員入室)

事務局

つづいて議案第20号 あっせん委員の指名についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

今月はあっせんが2件あります。

議案20-1号 知名後当〇〇 畑 799㎡を含む計2筆 1,184㎡ 売買です。10a〇〇円 神戸市 〇〇さんより提出されています。

議案20-2号 徳時大當〇〇 畑 430㎡を含む計2筆 1,562㎡ 売買です。10a〇〇円。神戸市〇〇さんから提出されています。

議長

それでは、あっせん委員についてお伺いします。希望者はございませんか。

ないようでしたら、1号について地区担当の2番委員と3番委員、2号について5番委員と6番委員をお願いします。

事務局

次に報告第6号農地法第18条第6項の規定による届け出について、事務局報告をお願いします。

今月は、1件の申し出がありました。

1番正名西下田〇〇710㎡を含む計6筆13,125㎡合意解約、中間管理事業への載せ替えです。

議長

何か質問はございませんか。

(なしの声)

事務局

次に報告第7号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局報告をお願いします。

報告します。下城田津窪〇〇2,002㎡を含む計3筆9,366㎡相続による取得です。あっせん希望なし。

議長

事務局からの報告が終わりました、なにかございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議題事項はすべて終了しました。その他で何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局

事務局から、その他についてお願いします。

総会の日程について

農林課より、新規就農調査について

利用状況調査について

議長

次回定例総会は、9月22日となっております。

これをもちまして、8月定例総会を終わります。ご苦労様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名押印する。

平成29年8月18日

議長 平井 久元

署名委員 田尻 博樹

署名委員 東 正亮